

第一〇一回

参第七号

## 海洋開発基本法（案）

目次

第一章 総則（第一条 - 第六条）

第二章 海洋開発委員会（第七条・第八条）

第三章 海洋総合開発基本計画（第九条・第十条）

第四章 海洋開発の推進（第十一条 - 第十四条）

第五章 海洋環境の保全（第十五条）

第六章 海域総合利用の推進（第十六条）

第七章 基礎的調査研究等の推進（第十七条・第十八条）

第八章 国際協力の推進（第十九条）

第九章 雑則（第二十条 - 第二十六条）

附則

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、海洋の有する豊富な資源及びエネルギー並びに広大な空間の有効利用の推進を図ることが、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて極めて重要であることにかんがみ、海洋の開発（海洋の利用を含み、以下「海洋開発」という。）に関する基本方針を明確にし、及び海洋開発委員会の設置、海洋開発に関する基本計画の策定その他海洋開発に関する基本的な事項を定めることにより、海洋開発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて国民経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第二条 海洋開発は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、海洋環境の保全及び国際協調を図りつつ、自主的にこれを行うものとする。

（国の施策）

第三条 国は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項につき、その政策全般にわたって、必要な施策を総合的かつ計画的に講じなければならない。

一 海洋生物資源、海水・海底資源、海洋エネルギー及び海洋空間の開発（利用を含む。第五号及び第十一条第三号を除き、以下同じ。）の推進を図ること。

二 海洋環境の保全を図ること。

三 海域の総合的かつ効率的な利用（以下「海域総合利用」という。）の推進を図ること。

四 海洋開発に関する基礎的調査研究の推進を図ること。

五 海洋開発に関する基礎的科学技术の研究（開発を含む。以下同じ。）の推進を図る

こと。

六 海洋開発に関する国際協力の推進を図ること。

七 前各号に掲げるもののほか、海洋開発の推進を図るために必要な事項  
(地方公共団体の施策)

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。  
(法制上の措置等)

第五条 政府は、第三条の施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。  
(年次報告等)

第六条 政府は、毎年、国会に、海洋開発の進展状況及び政府が海洋開発の推進に関して講じた施策に関し、報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る海洋開発の進展状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 海洋開発委員会

(設置)

第七条 海洋開発に関する国の施策の総合的かつ計画的な推進とその行政の民主的運営に資するため、総理府に海洋開発委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

(任務)

第八条 委員会は、海洋開発に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。

## 第三章 海洋総合開発基本計画

(基本計画の作成)

第九条 委員会は、海洋開発に関する総合的かつ基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 海洋開発に関する基本構想

二 第三条各号に掲げる事項ごとの目標

三 前号に掲げる目標を達成するために必要な施策に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、海洋開発の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項

3 委員会は、基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 政府は、委員会が作成した基本計画に定められた事項については、これを十分に尊重しなければならない。

(基本計画の修正)

第十条 委員会は、海洋開発の進展状況、海洋開発に関して行われた施策の効果等を勘案して、毎年、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、基本計画の修正について準用する。

#### 第四章 海洋開発の推進

##### (海洋生物資源の開発の推進)

第十一条 国は、海洋生物資源（以下この条において「資源」という。）の開発の推進を図るため、次に掲げる事項につき、必要な施策を講ずるものとする。

- 一 資源の賦存状況の調査等資源の開発に関し必要な調査研究を推進すること。
- 二 新漁獲技術、資源の培養技術、資源の利用及び加工についての技術等資源の開発に関し必要な科学技術の研究を推進すること。
- 三 漁場の整備及び開発に関する事業を推進すること。
- 四 増養殖等による資源の維持増大に関する事業を推進すること。
- 五 未利用及び低利用の資源の食用化、肥飼料化等資源の有効利用に関する事業を推進すること。
- 六 資源の開発の推進に関する体制を整備すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、資源の開発の推進を図るために必要な事項

##### (海水・海底資源の開発の推進)

第十二条 国は、海水・海底資源の開発の推進を図るため、次に掲げる事項につき、必要な施策を講ずるものとする。

- 一 海水の化学組成の分布状況の調査、海底鉱物の賦存状況の調査等海水・海底資源の開発に関し必要な調査研究を推進すること。
- 二 海水淡水化技術、海水溶存物質の回収技術、海底資源の探査及び採掘の技術等海水・海底資源の開発に関し必要な科学技術の研究を推進すること。
- 三 海水の淡水化に関する事業を推進すること。
- 四 ウラン、リチウム、重水等の海水溶存物質の回収に関する事業を推進すること。
- 五 石油、天然ガス、マンガン団塊等の海底資源の採掘又は採取に関する事業を推進すること。
- 六 海水・海底資源の開発の推進に関する体制を整備すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、海水・海底資源の開発の推進を図るために必要な事項

##### (海洋エネルギーの開発の推進)

第十三条 国は、海洋エネルギーの開発の推進を図るため、次に掲げる事項につき、必要な施策を講ずるものとする。

- 一 海流エネルギー、海洋温度差エネルギー、波エネルギー、海水濃度差エネルギー等の海洋エネルギーの賦存状況の調査等海洋エネルギーの開発に関し必要な調査研究を推進すること。
- 二 海洋エネルギー変換技術及びその周辺技術等海洋エネルギーの開発に関し必要な科学技術の研究を推進すること。
- 三 海洋エネルギーの電力化に関する事業を推進すること。

四 海洋エネルギーの開発の推進に関する体制を整備すること。

五 前各号に掲げるもののほか、海洋エネルギーの開発の推進を図るために必要な事項（海洋空間の開発の推進）

第十四条 国は、海洋空間の開発の推進を図るため、次に掲げる事項につき、必要な施策を講ずるものとする。

一 海域及びこれに隣接する陸域の気象、海象、地象等の調査等海洋空間の開発に関し必要な調査研究を推進すること。

二 開発空間の沖合・大水深化のための技術、海洋構造物の大型化のための技術等海洋空間の開発に関し必要な科学技術の研究を推進すること。

三 海面の埋立てによる土地の造成、海洋施設の設置等海洋空間の有効利用を図るために必要な事業を推進すること。

四 港湾、航路、海水浴場等の整備等海洋空間の有効利用に資するために必要な事業を推進すること。

五 海洋空間の開発の推進に関する体制を整備すること。

六 前各号に掲げるもののほか、海洋空間の開発の推進を図るために必要な事項

#### 第五章 海洋環境の保全

第十五条 国は、海洋環境の保全を図るため、次に掲げる事項につき、必要な施策を講ずるものとする。

一 海洋の汚染状況の調査等海洋環境の保全に関し必要な調査研究を推進すること。

二 汚染機構解明のための調査技術、海底汚泥処理技術等海洋環境の保全に関し必要な科学技術の研究を推進すること。

三 海洋を汚染する行為を規制すること。

四 海洋の浄化に関する事業を推進すること。

五 海洋における災害を防止すること。

六 海洋生物の生態系を維持すること。

七 海浜等の自然環境を保護すること。

八 環境影響評価制度を整備すること。

九 観測及び監視に関する体制を強化する等海洋環境の保全に関する体制を整備すること。

十 前各号に掲げるもののほか、海洋環境の保全を図るために必要な事項

#### 第六章 海域総合利用の推進

第十六条 国は、海域総合利用の推進を図るため、次に掲げる事項につき、必要な施策を講ずるものとする。

一 海域の利用状況の調査、海域の特性の調査等海域総合利用に関し必要な調査研究を推進すること。

二 海域の多目的利用を可能にする技術、海域制御技術等海域総合利用に関し必要な科

学技術の研究を推進すること。

三 海域総合利用に関する計画を策定すること。

四 海域総合利用のための調整に関する制度を整備すること。

五 海域の管理に関する体制を強化する等海域総合利用の推進に関する体制を整備すること。

六 前各号に掲げるもののほか、海域総合利用の推進を図るために必要な事項

#### 第七章 基礎的調査研究等の推進

(基礎的調査研究の推進)

第十七条 国は、海洋開発に関する施策の推進を図るため、海洋生物の生態系、海洋現象及び海底の調査等海洋開発に関する基礎的調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(基礎的科学技術の研究の推進)

第十八条 国は、海洋開発に関する施策の推進を図るため、深海探査技術、海洋観測技術、海中動力源技術等海洋開発に関する基礎的科学技術の研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

#### 第八章 国際協力の推進

第十九条 国は、海洋開発に関する国際協力の推進を図るため、海洋に関する共同調査研究、海洋開発に関する科学技術の共同研究及び共同開発、情報の交換、技術協力等に必要の施策を講ずるものとする。

#### 第九章 雑則

(研究環境の整備)

第二十条 国は、海洋開発に関する研究環境の整備を図るため、海洋開発に関する研究機関の設置等必要な施策を講ずるものとする。

(研究者等の確保及び勤務条件の適正化)

第二十一条 国は、海洋開発に関する業務に従事する研究者、技術者その他の者(以下次項において「研究者等」という。)の確保を図るため、大学における海洋開発に関する学部の設置、海洋技術士制度の採用等必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、研究者等の勤務の特殊性にかんがみ、その業務に伴う危害の防止及び健康の保持並びにその待遇の適正化に必要な施策を講ずるものとする。

(情報の流通の円滑化)

第二十二条 国は、海洋開発に関する情報の流通の円滑化を図るため、その流通に関する体制の整備、情報処理方式の高度化等必要な施策を講ずるものとする。

(知識の普及及び啓発)

第二十三条 国は、国民一般の海洋開発に関する理解を深めるため、海洋開発に関する知識の普及及び啓発に必要な施策を講ずるものとする。

(行政組織の整備等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、第三条及び第四条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

（民間の努力の助長）

第二十五条 国は、民間における海洋開発に資する自主的な努力を助長するために必要な施策を講ずるものとする。

（関係団体の整備）

第二十六条 国は、海洋開発に関する事業の健全な発展を図ることができるように、海洋開発に関する団体の整備に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

海洋の有する豊富な資源及びエネルギー並びに広大な空間の有効利用の推進を図ることが、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて極めて重要であることにかんがみ、海洋開発に関する基本方針及び国が講ずべき施策の基本等を定めるとともに、その総合的かつ計画的な実施を推進するために必要な体制を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。